

■健康状態等の告知にあたってご注意ください

損保ジャパン日本興亜は、お客さまから健康状態等についての正しい告知をいただくために、医療保険・所得補償保険等^(※)の募集の際および告知を受領する際に、お客さまに特にご注意いただきたい事項を、パンフレット等の募集用資料および告知書等に記載する等の取組みを行っております。

(※)医療保険、がん保険、所得補償保険等、疾病等の際に保険金をお支払いする商品

保険契約のお申込みにおける健康状態等の告知にあたり、次の点にご留意ください。

(注)なお、団体契約につきましては、以下の記載事項と異なる取扱いとなる場合がございます。

1. 告知義務について

■ご契約にあたり、健康状態等についてありのままを告知してください。

- ・保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、被保険者(保険の対象となる方)に過去の傷病歴(傷病名等)、現在の健康状態等について書面(「告知書」)でおたずねし、告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否や、補償の条件(一部の疾病群を補償の対象外とする条件の要否)が決まります。必ず被保険者(保険の対象となる方)ご本人が、事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。

2. 告知は書面により、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に対して行ってください。

- 告知は損保ジャパン日本興亜所定の告知書で行ったもののみ有効です。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。告知は損保ジャパン日本興亜所定の告知書で行う必要があります。
- 告知書は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に提出してください。
- ・告知書は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に提出してください(損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は、告知受領権を有しています。)

3. 告知義務違反について

■告知事項について、事実をご記入されなかった場合または事実と違うことを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

・告知事項は、告知書に記載してあります。

ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内^(※)に、過去の傷病歴、現在の健康状態等について、損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

・ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年^(※)を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内^(※)に「保険金の支払事由」が発生していた場合には、ご契約が解除になることがあります。

・ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

■次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合

など

(※)ご加入いただいている契約の保険種類や保険期間の開始時により、異なる場合があります。詳細はパンフレットもしくは約款をご確認ください。

4. 傷病歴等がある方でもご加入いただける場合があります。

(注)保険商品により、取扱いが異なる場合があります。

■傷病歴等がある場合でも、その内容によっては、特別な条件を付けてご加入いただけることがあります(ご加入いただけない場合もあります。)。

・「特定疾病等対象外」^(※)によるお引受けについて

損保ジャパン日本興亜では、他の契約との公平性を保つために、健康状態すなわち保険金のお支払いの発生リスクに応じたご契約のお引受けを行っております。傷病歴があっても、傷病の種類、保険種類によっては「特定疾病等対象外」等の特別な条件を付けてご加入いただける場合があります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありません。)

(※)保険証券に記載された疾病群または病気・症状等については、保険金をお支払いしないお引受方法です。保険証券に記載された疾病群が、例えばF群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償対象外となります。

5. 現在のご契約(または特約)を、解約あるいは減額することを前提に新たな保険契約をご検討のお客さまは、次の点にご留意ください。

■上記の場合、原則として、一般の契約と同様に告知義務があります。

- ・「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の保険始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されません。
- ・詐欺等による契約の取消し等の規定についても、新たなご契約の締結に際しての行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり新たなご契約が解除となり、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

6. 始期前発病による無責について (注)保険商品により、取扱いが異なる場合があります。

■ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由については、保険金をお支払いできません。

- ・ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由については、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年^(※3)を経過した後に保険金の支払事由に該当した場合は、その保険金の支払事由についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加した特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その発病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(※3)ご加入いただいている契約の保険種類や保険期間の開始時により、異なる場合があります。詳細はパンフレットもしくは約款をご確認ください。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

<その他のご留意点>

(注)保険商品により、取扱いが異なる場合があります。

◆告知書ご記入の際の注意点について

健康状態等の告知の際は、お客さまにその留意点や告知書の記入例等を記載した資料を事前にお渡しし、その内容をご説明します。

告知の際は、この資料の内容をご確認のうえ、告知書にご記入ください。

◆「告知書の告知者控」のご確認について

告知書に健康状態等をご記入された際、「告知書の告知者控」を、告知内容のご確認用としてお渡ししますので、大切に保管してください。

◆お申込内容等の確認をする場合について

ご契約のお申込み後および保険金のご請求の際、ご契約のお申込み内容、ご請求内容または告知内容の確認をする場合があります。